

(公開用)

諮詢番号：平成 31 年度諮詢第 8 号  
答申番号：平成 31 年度答申第 4 号

## 答申書

### 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### (1) 請求人の主張の要旨

請求人は次の理由で本件処分の取消しを求めている。

憲法 25 条により国民健康保険税についても所得税と同様に所得による累進課税が採用されるべき。

均等割、平等割、課税限度額を廃止すべき。

#### (2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 705 条第 2 項及び丹波市国民健康保険税条例（平成 17 年丹波市条例第 48 号。以下「条例」という。）第 10 条に規定する賦課期日（平成 29 年 4 月 1 日。以下「賦課期日」という。）において請求人は丹波市国民健康保険の被保険者資格を有しているので、条例第 1 条に規定する国民健康保険税の納税義務者である。

イ 平成 30 年度の国民健康保険税賦課額に係る税率等については、平成 30 年 3 月 8 日に条例の一部改正がなされている（丹波市議会において可決され、同年 4 月 1 日に公布・施行している）。

ウ 請求人の平成 30 年度国民健康保険税額は、上記条例に基づいて算出された額であり、本件処分の取消を求める本件審査請求は、棄却されることが相当である。

### 3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分は、法及び条例の規定に基づく適正なものであると認められる。

(2) 請求人は、本件処分の取消しを求めており、その理由は、憲法 25 条により国民健康保険税についても所得税と同様に所得による累進課税が採用されること及び、国民健康保険税の課税額の算定上、均等割額、平等割額、課税限度額を廃止すべきというものであるが、本件処分が法及び本条例の規定に基づき適正に行われたものである以上、本件処分を違法又は不当と認めることはできない。

(3) 行政不服審査法に基づく審査請求手続は、行政庁の処分が法令や条例の規定に基づき適正に行われたかどうかを審理するための手続であり、その前提となる法令や条例の規定内容自体の適否について審理する手続ではない。

#### 4 審査会の判断の理由

##### (1) 審理員の事実認定について

適正に行われている。

##### (2) 法令解釈を含めた審査庁の判断について

妥当である。

##### (3) 審査会の判断について

本件処分は、審理員意見書のとおり、国民健康保険税の税額に対し不服を申し立てるものであるが、条例の適法・有効性や国民健康保険税の計算方法・結果の誤り等は見受けられない。

したがって、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却すべきであるとした審理員意見書の判断についても、これを是認するものである。